

平成31年 3 月 井手町

3 月 定 例 会 議 録

井 手 町 議 会

平成 3 1 年 3 月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3 月 8 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 5
一般質問	1 5
中坊 陽議員	1 5
1 城陽井手木津川線の工事計画について	
2 泉ヶ丘中学校の状況について	
脇本尚憲議員	1 8
1 大型商業施設誘致の進捗状況について	
2 子どもたちを取り巻く環境について	
木村武壽議員	2 2
1 城陽井手木津川線について	
2 特別支援学校の進捗状況について	
西島寛道議員	2 5
1 人口減少を食い止める対策について	
2 玉水駅前休憩所について	
谷田みさお議員	2 9
1 国民健康保険について	
2 自衛隊への個人情報提供について	
3 自衛隊中部方面飛行隊の低空飛行訓練について	
報告第 1 号 専決処分の報告について	3 8
議案第 1 号 井手町総合計画条例制定の件	3 9
議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正	

	する条例制定の件	4 2
議案第 6 号	平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）	4 7
議案第 7 号	平成 3 0 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 回）	5 7
議案第 8 号	平成 3 0 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 補正予算（第 1 回）	5 9
議案第 9 号	平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）	6 1
議案第 1 0 号	平成 3 0 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 1 回）	6 2
散会		6 4
署名議員		6 5

第 2 号（3 月 1 1 日）

応招・不応招議員	6	7
出席・欠席議員	6	7
出席事務局職員	6	7
出席説明員	6	7
議事日程	6	9
開会	7	0
会議録署名議員の指名	7	0
議案第 3 号	井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	7 0
議案第 4 号	井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	7 5
議案第 5 号	井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件	7 7
議案第 1 1 号	平成 3 1 年度井手町一般会計予算	7 8
議案第 1 2 号	平成 3 1 年度井手町国民健康保険特別会計予算	7 8
議案第 1 3 号	平成 3 1 年度井手町水道事業会計予算	7 8
議案第 1 4 号	平成 3 1 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計	

予算	7 8
議案第 1 5 号 平成 3 1 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	7 8
議案第 1 6 号 平成 3 1 年度井手町介護保険特別会計予算	7 8
議案第 1 7 号 平成 3 1 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	7 8
議案第 1 8 号 平成 3 1 年度井手町多賀財産区特別会計予算	7 8
散会	1 0 1
署名議員	1 0 2

第 3 号（3 月 1 4 日）

応招・不応招議員	1 0 3
出席・欠席議員	1 0 3
出席事務局職員	1 0 3
出席説明員	1 0 3
議事日程	1 0 5
開会	1 0 6
平成 3 1 年度井手町一般会計予算の訂正の件	1 0 6
散会	1 0 7
署名議員	1 0 8

第 4 号（3 月 2 2 日）

応招・不応招議員	1 0 9
出席・欠席議員	1 0 9
出席事務局職員	1 0 9
出席説明員	1 0 9
議事日程	1 1 1
開会	1 1 2
会議録署名議員の指名	1 1 2
議案第 1 1 号 平成 3 1 年度井手町一般会計予算	1 1 2
議案第 1 2 号 平成 3 1 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 1 2
議案第 1 3 号 平成 3 1 年度井手町水道事業会計予算	1 1 2
議案第 1 4 号 平成 3 1 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	1 1 2

議案第 15 号	平成 31 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	112
議案第 16 号	平成 31 年度井手町介護保険特別会計予算	112
議案第 17 号	平成 31 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	112
議案第 18 号	平成 31 年度井手町多賀財産区特別会計予算	112
閉会中の継続調査の申し出について		119
閉会		120
署名議員		121

第 1 号（平成 3 1 年 3 月 8 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成 31 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

平成 31 年 3 月 8 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成 31 年 3 月 8 日 午前 10 時 00 分 議長 岡田久雄

閉会 平成 31 年 3 月 8 日 午後 2 時 32 分 議長 岡田久雄

応招議員

1 番	脇本	尚憲	2 番	谷田	利一
3 番	西島	寛道	4 番	岡田	久雄
5 番	古川	昭義	7 番	丸山	久志
8 番	中坊	陽	9 番	谷田	みさお
10 番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1 番	脇本	尚憲	2 番	谷田	利一
3 番	西島	寛道	4 番	岡田	久雄
5 番	古川	昭義	7 番	丸山	久志
8 番	中坊	陽	9 番	谷田	みさお
10 番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2 番	谷田	利一	9 番	谷田	みさお
-----	----	----	-----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

参	与	島田	智雄
理事兼総務課長事務取扱		脇本	和弘
理事兼建設課長事務取扱		西田	哲弥
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務		高江	裕之
税 務 課 長		乾	浩朗
住 民 福 祉 課 長		中坊	玲子
高 齢 福 祉 課 長		寺井	佳孝
産 業 環 境 課 長		菱本	嘉昭
同和・人権政策課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		平間	克則

教 育 長	松田	定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木	伸浩
理事兼上下水道課長事務取扱	中島	一也
企 画 財 政 課 長	花木	秀章
会計管理者・会計課長兼務	光田	恵理
保 健 医 療 課 長	中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原	温美
上 下 水 道 課 参 事	森田	肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田	ゆかり
学校給食センター所長	奥山	英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 3 1 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 3 1 年 3 月 8 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 6 議案第 1 号 井手町総合計画条例制定の件
- 第 7 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 6 号 平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）
- 第 9 議案第 7 号 平成 3 0 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 10 議案第 8 号 平成 3 0 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 11 議案第 9 号 平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 12 議案第 10 号 平成 3 0 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成31年3月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例会は、平成31年度当初予算等が提案され、審議する、まことに重要な定例会でございます。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

いよいよ春を迎えたとはいえ、寒暖の差が激しい日が続いております。議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日の会議に古川昭義議員から少しおくれるとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまから平成31年3月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田利一議員、9番、谷田みさお議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月29日までの22日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの22日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件（条例の一部改正）

5 件、平成 3 0 年度補正予算 5 件、平成 3 1 年度当初予算 8 件、専決処分 1 件、一般質問は 5 名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3 月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国を取り巻く最近の諸情勢を見てみますと、特に安全保障問題では、さまざまな課題や不安定要因がより顕在化、先鋭化してきており、東アジア情勢を中心に厳しさが増していると感じております。

先日、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長との 2 回目の会談がベトナム・ハノイで行われました。安倍首相は 2 月 2 8 日午前の衆議院予算委員会で、ベトナム・ハノイでの米朝首脳会談について、拉致問題の解決はもちろん、北朝鮮の核やミサイル問題は日本にとって大きな脅威であり、核なき世界に向けて成果が出ることを期待していると述べられたのは、トランプ大統領と金正恩委員長のハノイ会談に多くの外交問題の解決への期待を込めた発言であったと思います。

2 日間にわたる会談の結果、依然として双方には大きな隔たりがあり、非核化が合意に至ることはありませんでしたが、私たち日本人としては、一日も早い拉致問題の解決を期待するとともに、北朝鮮の核、ミサイル、生物・化学兵器の脅威を取り除いてもらいたいところであり、我が国にとって、しばらくは米朝関係の動向からは目が離せない状況が続くものと思っております。

また、平成 3 0 年度の我が国経済は緩やかな回復が続いており、輸出はおおむね横ばいとなっていると言われていたものの、経済規模で世界 1 位と 2 位の米中両国の通商摩擦が新たな段階に突入し、互いの製品に大規模な追加

関税が発動され、二大経済国の貿易戦争へと発展したことにより、輸出主導型の日本経済にも悪影響を及ぼし、本年１月に財務省が発表した貿易統計によりますと、中国向けの低迷などを背景に輸出減の影響が上回り、貿易収支は４カ月連続の赤字となっている状況にあります。昨日、内閣府が発表した１月の景気動向指数の速報値では、中国経済急減速の影響などにより、日本の景気が既に後退期に入った可能性が高いことをあらわす、下方への局面変化に基調判断を引き下げており、今後の景気の動向を心配しております。

一方、毎年のように豪雨災害が発生し、地震の発生頻度も増していると感じております。昨年６月には大阪で震度６弱の地震が発生し、登校中の児童らが犠牲となりました。続いて６月２８日から７月８日にかけては、台風７号及び梅雨前線等による影響により、西日本を中心とする広い範囲を集中豪雨が襲ったことで、２００人以上のとうとい命が犠牲となるなど、豪雨災害としては平成最悪の人的被害となりました。その後も、７月から９月にかけて四つの台風が日本へ上陸する事態となりましたが、とりわけ２５年ぶりに非常に強い勢力で９月に上陸した台風２１号は、全国の１００を超える観測点で観測史上最大の瞬間最大風速を観測し、暴風による倒木や高潮による浸水、大規模な停電が発生するなど、近畿地方を中心に甚大な被害をもたらしました。本町におきましても、倒木による町道の寸断や長時間にわたる停電などの被害が発生しました。

多くの専門家からは、今後、地球温暖化などの影響によって雨や台風の勢力は増し、地震も安定期から活動期に入ったと言われております。それだけに、これからもさまざまな自然災害に備え、ハード・ソフト両面にわたって、防災・減災対策を積極的に取り組んでまいらなければならないと考えております。

次に、平成３１年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

国の予算の基本的な規模を示す平成３１年度一般会計歳入歳出概算の規模は１０１兆４，５７１億円、前年度比３兆７，４４３億円、３．８％増で、基礎的財政収支対象経費は７５兆９，２０９億円、前年度比１兆５，１０１億円、２％増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、平成３１年度の国債発行見込み額は、平成２０年度以来１１年ぶりの低さとなる約３３兆円、平成３１年度末公債残高は、平成３０年度より約１７兆円ふえて、約８９７兆円程度となる見込

みであります。

また、財政投融资計画の規模は１兆３千１億９千４億円、前年度比１兆３千４億３千７億円、９．３％減となっております。

次に、平成３１年度の地方財政対策についてであります。

昨年の６月、いわゆる骨太の方針２０１８が策定されました。その中で地方財政の中期的な目安が設けられ、「一般財源総額は、今後３年間、２０１８年度の地方財政の一般財源の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する」という閣議決定がなされました。このような中、平成３１年度の地方財政対策については、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、骨太の方針２０１８でうたわれている内容を基本として地方財政対策が講じられておりまして、平成３１年度の一般財源総額については、地方が人づくり革命や地域創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度より約５千９億０千億円増加の６兆２千７億７千２億円程度が確保されました。

また、平成３１年度においては、地方交付税の増加が見込まれることから、地方交付税は前年度より約１千７億０千億円増加の約１兆６千１億８千９億円と、平成２４年度以来７年ぶりの増加となっております。

そのほか、幼児教育・保育の無償化や防災・減災、国土強靱化のための３カ年緊急対策などにも財源が確保される一方、赤字地方債であります臨時財政対策債につきましては、前年度から約７千億円の減の約３兆２千５億０千億円と大幅に抑制されております。

地方の財源不足につきましても、昨年度の６兆２千億円から今年度は４兆４千億円まで縮小した結果、国と地方が折半すべき財源不足については、平成２０年度以来、１１年ぶりに解消されることとなりました。

このように、地方税や地方交付税が伸び、借金である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制できたことは、地方財政の健全化に向けた第一歩であり、平成３１年度の地方財政対策は財源の質の面においても十分配慮されたものとなっております。

次に、平成３１年度の地方税制改正についてであります。

経済団体等から要望が上がっておりました、消費税率１０％への引き上げに際しての車体課税の大幅な見直しは行われたものの、見直しに伴う地方の減収分については、エコカー減税の見直しや国税から地方税への税源移譲に

よって代替財源が確保されました。そのほか、ゴルフ場利用税の堅持や、全国町村会の長年の悲願でありました森林環境税及び森林環境譲与税の創設、ふるさと納税の運用の適正化等の改正が行われることとなっております。

このようなことから、平成３１年度の地方財政対策や地方税制改正は一定評価できる内容であったと考えております。

次に、平成３１年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、まちの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなっており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業の活性化や観光振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などにつきましては、今後も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食いとめるかにあります。そのためには、利便性の向上を図るためのＪＲ奈良線の複線化や雇用の創出、税収の確保のための企業誘致、そして、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための都市計画道路城陽井手木津川線の整備の三つが最も重要であると考えておりまして、平成３１年度も、これらが着実に前進できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、有識者などの意見をお聞きしながら策定いたしました井手町地域創生計画の取り組みについてであります。平成３１年度は本計画の最終年度となることから、「結婚・出産・子育て環境づくり」「地域経済を活性化さ

せる仕組みづくり」「行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちづくり」
「持続可能である活力ある地域づくり」の四つの基本目標の達成に向け努力
してまいりたいと考えております。

また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図る
ため、庁舎建設に向けた取り組みをはじめ、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二
期事業の関連事業でありますＪＲ玉水駅周辺整備、さらには城陽井手木津川
線と市街地とのアクセス道路となる町道整備などについても、しっかり取り
組んでまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、
その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支
障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入
の柱であります町税につきましては、新たな企業の進出により一定の増収を
見込んでいる一方で、大型事業の実施により多額の財源不足が生じる見込み
でありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金
を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが前進できるよう編成を行
っております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財
源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、
極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、ＪＲ玉水駅の駅舎改築や自由通路整備が終了したことにより、
平成３１年度一般会計予算の総額は４０億６，８００万円で、前年度と比較
いたしまして７億１，２００万円、率にして１４．９％減となっております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は６８億３，３８４万９，０００
円で、前年度と比較いたしまして６億４，６００万２，０００円、率にして
８．６％の減となっております。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス０．２％、
財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は前年度と同じく８４．９％と、
昨年度に引き続き、府内２６市町村の中で最もよい数値となっており、良好
な財政状況にあります。しかしながら、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事
業やＪＲ玉水駅周辺整備、京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町
道整備、さらには新たな庁舎建設などの大型事業の実施により多額の財源が
必要となることから、今後の財政運営に当たっては、より一層気を引き締め

てまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第１号、井手町総合計画条例の制定の件ほか、１８件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第１号から議案第５号までの５件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第１号は、総合計画を策定するための条例の制定であります。

議案第２号は、人事院規則の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第３号は、学校教育法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第４号は、災害弔慰金の支給に関する法律の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第５号は、学校教育法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第６号は、平成３０年度一般会計の補正でありまして、補正総額は５，０４９万７，０００円の増で、補正後の一般会計予算は５０億５，０２７万６，０００円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。城陽井手木津川線の都市計画決定に伴う新庁舎建設基本計画の追加検討に４５０万円、各基金への積み立てに２６８万８，０００円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。障害者自立支援事業費に１，８００万円、１０月の消費増税対策として実施するプレミアム付き商品券事業の事務費に１０８万９，０００円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。多賀土地改良区が実施される野上揚水施設改修の補助に１２２万５，０００円計上いたしております。

次に教育関係であります。小・中学校の特別教室への空調設備整備に４，０７０万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金２，７５６万４，０００円、財産収入１０８万９，０００円、寄附金８３万６，０００円、繰入金３，２４６万７，０００円の減、繰越金１，３１７万５，０００円、町債４，０３０万円計上いたしております。

議案第７号から議案第１０号までの４件は、いずれも平成３０年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ

所要額を計上いたしております。

議案第 11 号は、平成 31 年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に 797 万 1,000 円計上いたしております。

次に総務関係であります。地域防犯の抑止力や安心・安全のまちづくりを図るため、防犯カメラの設置に 150 万円、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に 179 万 5,000 円、街灯の LED 整備に 500 万円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に 128 万 2,000 円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などの他会計への繰り出しに 5 億 1,097 万 5,000 円それぞれ計上いたしますとともに、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取り組みを実施する井手応援隊活動拠点運営事業に 200 万円、空き家バンクへの登録をさらに促進するため空き家再生支援に 250 万円、JR 奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に 1 億 1,275 万 6,000 円、第 5 次総合計画策定業務に 200 万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。障がい者福祉対策や地域福祉対策では、バリアフリー検討委員会の意見を反映したバリアフリー整備に 71 万円、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に 1,761 万 4,000 円、障害者自立支援事業に 2 億 2,546 万 2,000 円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに 1,512 万 9,000 円それぞれ計上いたしますとともに、障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障がい者に対してタクシー料金を助成する福祉タクシー事業に 232 万 2,000 円、共同浴場のボイラー更新に 583 万円それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に 1,080 万 9,000 円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に 700 万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に 1,007 万 5,000 円、後期高齢者医療負担金に 1 億 1,200 万円それぞれ計上いたしますとともに、新たに高齢運転者の交通事故を抑止するための自動車急発進防止装置取付費

補助に２０万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に１，１６５万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に３，０８５万円それぞれ計上いたしますとともに、満１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで完全無料化とする子育て世代等への医療費助成に２，５８２万５，０００円計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に１億５６１万８，０００円、保育園運営費に２億１，８２０万９，０００円、子育て支援センター運営費に６７７万円、一時預かり事業に５８１万４，０００円それぞれ計上いたしますとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に３７万５，０００円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難となった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に７万８，０００円、病児保育の利用料助成に３万円それぞれ計上いたしております。

なお、新年度より保育園の３歳児から５歳児につきましても、これまで持参いただいていた米飯を、２歳児までと同様に町の方で提供することとなりますので、中学校卒業までの給食は全て無償となり、保護者負担の軽減につながるものと考えております。

次に衛生関係であります。６５歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に２，１６３万９，０００円、５５歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診や、その他のがん検診についても受診率向上を図るために全て無料で受診できるよう健康増進事業に１，４３２万１，０００円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに３０５万９，０００円、妊婦健康診査に４５６万２，０００円、養育医療費に７５万４，０００円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に４５万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助に２００万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に４，９００万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に１４２万２，０００円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。有害鳥獣駆除に６０７万円、豊かな緑と清流

を守る協議会補助に３０万円、農地利用の最適化を図るため良質米出荷奨励事業に５０万円それぞれ計上いたしますとともに、町内の竹林拡大や山林の荒廃及び里山景観を守るための森林整備事業に２６４万８，０００円、多賀第２共同製茶組合が所有する製茶工場が老朽化等により改修が必要なため、支援してほしいとの要望があったことから、その補助として１６２万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります、商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に７５０万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に２５０万円、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に１００万円それぞれ計上いたしますとともに、地域の消費喚起と生活支援を図るため、商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に１，２３０万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている井手町百縁商店街事業の補助に２５万円、商工会青年部が実施されている婚活支援事業の補助に１５万円、町内での企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に２，３７７万９，０００円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります、桜まつり実行委員会への補助に５５０万円、地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都ＤＭＯ」の負担金に１５８万２，０００円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります、道路事業では、安全な通行と玉水駅への利便性の向上を図る町道４１－０３号線道路改良に２，５００万円、傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための町道１２－１１号線ほか道路舗装に４００万円、自然と歴史的景観を生かして、山背古道を訪れた人々にいにしえの風情を感じていただけるよう、歴史と自然が薫る道づくり事業に１，０００万円それぞれ計上いたしますとともに、平成３３年４月開校予定の京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備に６，６００万円、産業振興や防災機能の強化などの効果を町内全域に行き渡らせるための城陽井手木津川線アクセス道路整備として、その検討業務に７００万円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、施設の老朽化等に対応するため、下排水路改修に６３１万円計上いたしております。

都市計画事業では、京都府が実施する都市計画事業の整備に係る負担金に 4, 575 万円、J R 奈良線高速化・複線化関連事業であります J R 玉水駅周辺整備に 1 億 2, 808 万 5, 000 円それぞれ計上いたしております。

住宅管理では、高齢者や障がいのある方々にも安心して居住していただけるよう町営住宅環境整備に 990 万円計上いたしております。

次に消防関係であります、京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に 1 億 7, 414 万 5, 000 円、円滑な消防活動を行えるよう消防団資機材購入に 200 万円それぞれ計上いたしますとともに、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のため、耐震性の防火水槽設置に 1, 200 万円計上いたしております。

次に教育関係であります、これまでの小学校 5 年生の算数検定に加え、新たに中学校 2 年生全員が数学検定を受検する費用を全額補助する数検チャレンジ推進事業に 27 万 9, 000 円、泉ヶ丘中学校生徒のさらなる英語力向上に向け、英検チャレンジ推進事業に 37 万 8, 000 円、オーストラリアの姉妹校へ生徒を派遣するための費用に 408 万円それぞれ計上いたしますとともに、小・中学校における教育 I C T 環境の充実を図るため教育情報化推進に 463 万 8, 000 円、保護者負担軽減施策として全額補助を実施する学校給食費支援事業に 1, 970 万円それぞれ計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに 1, 270 万 8, 000 円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に 381 万 7, 000 円それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に 233 万 6, 000 円計上いたしております。

また、石橋瓦窯跡の保存活用のための史跡整備に 263 万 5, 000 円計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に 3, 743 万 7, 000 円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に 38 万 9, 000 円、体育協会をはじめ各種団体助成に 360 万円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源 13 億 1, 648 万 1, 000 円、町税や地方交付税等の一般財源 27 億 5, 151 万 9, 000 円計上いたしております。

議案第１２号から議案第１８号までの７件は、いずれも平成３１年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は２７億６，５８４万９，０００円で、前年度と比較いたしまして６，５９９万８，０００円、率にして２．４％の増となります。

報告第１号は、地方自治法第１８０条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から１月分、２月分の例月出納検査結果報告を受理しましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は５名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

８番（中坊 陽） ８番、中坊 陽です。事前通告しております２点について一般質問を行います。

１点目として、城陽井手木津川線の工事計画についてであります。

国道２４号線は、慢性的な車両の停滞や、木津川堤防を走り、豪雨による増水破堤等の危険性の高い国道であり、代替道路として国直轄の高規格道路、城陽井手木津川線約１１キロのルートや道路構造などを審議する京都府都市計画審議会が開かれ、原案どおり可決されました。国土交通省の来年度事業化に向け大きな前進であります。

工事計画は約１０年間を見込まれているようですが、今後の建設工事予定

はどのように計画されるのかお伺いします。

次に、この道路の本町内予定ルートは、新役場庁舎建設候補地に隣接して府道と東井手線に接続する予定ですが、新庁舎建設予定計画もあり、町内ルートの優先的な早期完成が望まれますが、本町の考えをお伺いします。

2点目として、泉ヶ丘中学校の現状についてお伺いします。

学習意欲と学力の向上に日ごろから努めていただいているところです。英語検定受検や国際交流など、英語の学習力が上がっていると聞いています。なお一層、学力全般向上の対策が求められています。どのように取り組まれているのか、今後の対応についてもお伺いします。

今年度卒業生の進路についてお伺いします。進路の確定時期ですが、結果状況見通しについてお伺いします。

次に防犯対策についてですが、学校への不審者侵入や近隣地域の防犯対策に、保育園や小学校のように防犯カメラの設置についての考えをお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私からは、1点目の城陽井手木津川線の工事計画についてお答えいたします。

去る2月4日に京都府都市計画審議会において、私も委員の1人として出席し、木津川堤防上を走る国道24号の災害時における救助・救援・輸送機能の強化や、木津川左岸地域に比べ人口減少が進む右岸地域の産業振興を促進する社会資本としての必要性を訴え、全会一致で原案どおり可決され、2月26日には京都府において都市計画決定・告示が行われたところであります。

さらには、今月1日、国において、本路線を平成31年度の新規事業化候補箇所として新規事業採択時評価の手续等を進めていくとの記者発表がされたことから、4日に京都府並びに沿線の城陽市、木津川市とともに、改めて平成31年度の新規事業化を強く要望してきたところであります。

来年度、事業化されれば、まず国による測量・調査・設計等が進められ、地元への計画説明、協議を経て、用地取得に着手されることとなります。その後、用地取得の状況等を踏まえ、工事着手箇所を含めた具体的な工程が決

められることから、議員ご指摘の新庁舎移転計画との整合を図り、新庁舎の機能がいち早く発揮できるよう町内の早期整備を要望するとともに、町といったしましても、来年度からルート周辺の土地を優先して地籍調査を実施するなど、国による用地取得等の作業が円滑に進むよう協力していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 2点目の泉ヶ丘中学校の状況についてであります、学力向上の取り組みにつきましては、これまでから、習熟させることに重点を置いて日々の授業を進めることはもとより、個々の生徒の課題に応じて補充学習などを進めたり、特に中学3年生には受験に向けて各種の集中的な学習会を実施してまいりました。また、国際交流、海外派遣や全員受検の英語検定全額補助などの事業効果もあり、生徒の学習への意欲と関心の高まりが見られるようになってまいりました。

今年度の進路状況につきましては、私立と公立の前期試験を終えたところですが、好ましい結果が得られており、その後、この3月6日に公立の中期試験が実施され、結果発表は18日になりますが、本年度はおおむね全員が希望進路を実現するのではないかと、このように期待いたしております。

学力向上の取り組みは、小・中学校が共同で推進体制をつくって研究・実践しているところでありまして、新たに平成32年度から小学校で教科化となります英語につきまして、配置しております小中連携加配や、複数となりましたAETも生かして、小学校と中学校を円滑に接続していく指導方法や指導内容を研究していこうという動きも具体化いたしております。

さらに、泉ヶ丘中学校の教員から、英語検定に加えて数学検定も中学2年生全員に受検させたいという提案があり、その熱意に積極的に応え、検定の全額補助をするため、所要の経費を当初予算案に計上させていただいているところであります。

今後も、教育委員会として、学校現場の意欲と努力を一層支援しながら、学力向上と希望進路実現に向けて力を尽くしていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の泉ヶ丘中学校の状況についての防犯対策につき

ましては、平成２８年１２月に、地域防犯力の強化をはじめ交通安全対策など、地域住民の安全・安心な地域社会を形成することを目的とした、井手町と京都府田辺警察署との安全・安心まちづくり協定を締結してきたところであります。

この協定書に基づき、防犯のためのカメラの設置について進めてきており、その設置箇所につきましては、田辺警察署と協議し、関係者にも必要性を確認しながら実施しており、平成２９年度には両小学校及び塵芥収集車、保育園バスに、平成３０年度には３保育園に設置し、玉水駅自由通路及びその周辺に設置するため、現在、工事を進めているところであります。

なお、平成３１年度につきましても、犯罪の抑止をはじめ、生徒や学校の安全・安心の向上のため、泉ヶ丘中学校の正門と南門に各１機ずつ防犯カメラを設置する予定をしております。当初予算においてその経費を計上させていただいたところであります。

今後も、地域住民の安全・安心を図るため、必要最小限度の範囲で、田辺警察署や関係者と協議しながら設置について検討してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊議員。

８番（中坊 陽） 要望ですけれども、１点目の城陽井手木津川線、ルートを見ますと、町内の住宅では、上井手区内が住宅地を走るということで東西に分断されます。日常生活に支障がないよう配慮された東西道路の設置を求めています。

２点目の中学校の状況については、私もＰＴＡとして足かけ１５年ほどかわってきておりますけれども、まだもうちょっとかわりますけど、だんだんと環境というのか、生徒の状況も前向きな生徒がよく見られます。これも日ごろからの関係者の皆さんの努力が実っているのだと感謝しているところです。今回、数検についても補助していただけるということで、よりよい学校づくりができると思いますので、より一層関係者の方の努力をお願いして、質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1 番（脇本尚憲） 1 番、脇本尚憲です。事前通告に従いまして、2 点お伺いしたいと思います。

1 点目につきましては、大型商業施設誘致の進捗状況についてであります。

山城多賀駅前に開業予定の大型商業施設、株式会社プラントについて質問します。過去の一般質問でも他の議員が質問されており、回答をいただいている内容ではありますが、日々情報は更新されていると思います。

今回の誘致につきまして、まさに井手町の未来づくりに欠かせない事業だと私は考えております。特に多賀地区の地域住民の皆さんは大変興味を持って見守られています。

そこで質問します。

1、現在、本町で、大型商業施設の開業について、施設の規模や開設時期について新しく把握されている内容はありますでしょうか。

2、開業後の本町とのかかわり方について、本町の考えや希望、施設の活用など、具体的な考えはあるでしょうか。

（2）子どもたちを取り巻く環境について。

年々変化していく子どもたちを取り巻く環境の中で、本町でも少子化は深刻な問題であります。本町としても、子育て支援についてさまざまな取り組みをしていただいております。近隣市町村と比較しても、子育てを行う環境は、私も子育て現役世代として充実していると実感しています。

しかし、共働き夫婦の増加、核家族化など、本町の未来を担っている子どもたちを取り巻く環境は常に変化しています。残念ながら、子どもたちが学校でのいじめを苦に自死を選択してしまうケースや、両親からの虐待などでとうとい命が失われていくといった、目を覆いたくなるような報道が毎日のようにされています。

そこで質問します。

1、学校でのいじめ問題について、本町では具体的にどのような取り組みをされていますか。

2、子どもたちが両親などから受ける虐待・暴力について、本町では具体的にどのような取り組みをされていますか。

3、いじめ問題や虐待などの事案が発生した際に、具体的に本町ではどのような対応を行うようになっているのでしょうか。

よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 脇本議員のご質問についてお答えいたします。

1点目の大型商業施設誘致の進捗状況についてであります。一つ目の施設の規模や開設時期につきましては、事業者からは、この春開店予定である木津川店を少し上回る規模を想定し検討を進めていると聞いておりますが、具体的な施設規模やスケジュールなどにつきましては、今後、事業者から出店に向けた計画案が示され、出店に必要な地区計画等の法手続を含めた関係機関との協議・調整の中で決まっていくものと考えております。

二つ目の本町とのかかわり方や施設の活用などの具体的な考えにつきましては、本町にとりまして大型商業施設の出店は、人口減少が最大の課題となっている将来のまちづくり、特に定住化を進める上で、住民の日常生活における利便性向上につながるものと考え、前向きに捉えているところであります。施設の活用等については、現段階では詳細な計画が示されておきませんので、具体的なことは申し上げられませんが、本事業者の他店舗では、地場産品売場の設置や駐車場の一面を地域イベント会場として貸し出しをする等、積極的な地域への貢献策も図られており、本町といたしましても、今後、出店に向けた協議等を進める中で、商工会やJ A等からご意見も伺いながら、本町にとって最適な施設の活用等が図られるよう、事業者と調整してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目の子どもたちを取り巻く環境についてであります。一つ目及び三つ目の学校でのいじめ問題についての取り組みと対応につきましては、本町では、いじめは決して許されない行為であるという人権尊重の精神のもと、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという危機意識を持って、いじめ防止対策推進法や井手町いじめ防止基本方針に基づいて防止と対策に努めているところであります。

そのためには、まず早期発見と早期対応が重要と考え、学校におきましては、週ごとに実施するいじめチェックシートや、月ごとに開催する学校いじめ防止対策会議で状況を確認するとともに、学期ごとに全員対象のアンケート

ト調査と個別の聞き取り調査を実施しております。

また、児童・生徒が相談しやすい環境をつくったり、学校や教育委員会に設置したいじめ相談窓口や国や京都府の関係団体の相談窓口を学校だよりなどで周知したり、心の居場所サポーターやスクールカウンセラーを配置して、些細な変化にも対応できるように努めております。

いじめに係る本年度の状況は、冷やかしか、からかい、悪口などが大半を占めており、継続的で深刻な事象はありませんが、仮にいじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、井手町いじめ防止基本方針により、学校から直ちに教育委員会に報告を受け、教育委員会が町長に報告をするとともに、学校または教育委員会が主体となって調査を実施することになっております。

調査結果及び指導方針につきましては、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に説明しながら、いじめを受けた子どもの立場に立って、解消に向けて徹底的に指導を行うこととしております。

今後も、早期発見、早期対応の取り組みを進めるとともに、いじめに向かわない態度・能力の育成など、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木田いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長（木田ゆかり） 二つ目の子どもたちが両親などから受ける虐待、いわゆる児童虐待につきましては、身体的虐待、性的虐待、面会DVなどの精神的虐待、及び育児放棄やネグレクトなど、さまざまなケースがあり、子どもに対する最も重大な人権侵害であると捉えております。

本町には、児童相談所をはじめ、警察、母子保健、保育園、学校、教育委員会等、多くの機関から構成される要保護児童対策地域協議会を設置しており、いづみ人権交流センターはその運営の調整機関を担っております。この要対協の設置により、各関係機関等の連携による情報・支援方針の共有化を図り、ネットワーク機能を通じて、各関係機関等の間で役割分担について共通の理解が可能となります。

三つ目の虐待などの事案が発生した際の具体的な対応につきましては、この要対協を構成する各機関から虐待の通告があると、虐待通告受付票を作成

し、原則４８時間以内に子どもの安全確認を行います。その後、ケースに応じて関係者を招集し、受理会議を開催します。そこでリスクアセスメントシートを使い、関係者から虐待の状況、子どもの状態・特性、主たる虐待者等、できる限りの情報を聞き取り、緊急度・重症度等の確定、援助方針の検討を行うこととなります。緊急度や重症度が高く、一時保護等の子どもの安全確保が必要と想定される場合には、児童相談所への送致や調査同行の協力を依頼することとしておりまして、子どもの虐待事象について関係者が連携して対応に当たることにしております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本議員。

１番（脇本尚憲） ご質問の回答、ありがとうございます。質問ではなくて要望になるんですけども、まず１点目につきまして、本大型商業施設の誘致につきましては、町としても積極的にかかわりを持っていただいて、今後とも関心を持っていただいてしていただけるという回答をいただけたと認識しております。地域住民の方も物すごい興味を持っておられますし、今後とも対応の方をよろしく願いいたします。

そして、２点目のいじめ、虐待の問題につきましてですが、いじめの問題というのは、いじめをする側、される側というふうな二つの存在があります。また、虐待の問題につきましては、しつけや家庭内の問題と、誤った認識を持って対応されている両親の方もおられて、なかなか行政が立ち入ることが難しい事案かもしれませんが、子どもは地域の宝です。子どもたちの人権を守るために、ぜひ今後とも積極的に適正に取り組んでいただきますように、よろしく願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。１１時１５分まで休憩します。

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１５分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。いつもありがとうございます。
通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項としましては、城陽井手木津川線についてと、特別支援学校の進捗状況についてであります。

まず、1点目の城陽井手木津川線についてであります。

「災害は忘れたころにやってくる」とことわざがありますように、去年を振り返りますと、多くの自然災害が日本列島を襲いました。本町を通る国道24号線は木津川堤防上を走っておりまして、豪雨により増水破綻となった場合、たちまち主要道路が寸断され、人命救助活動は困難をきわめることが懸念されております。

そのような中、1989年設立の宇治木津線促進協議会の悲願である代替道路の計画がようやく進められることになりました。昨年3月に山裾ルート500メートル幅が決定し、その後1年もたたない異例の早さで京都府都市計画審議会が開催され、城陽井手木津川線約11キロのルート、道路構造などの付議案件が原案可決し、国は来年度、事業着手を本格検討するものとされております。

多くの住民が城陽井手木津川線に注目をしております。府道、町道からの乗り入れがどのように便利になるのか、具体的な計画をお尋ねいたします。

次に、2点目の特別支援学校の進捗状況についてであります。

京都府では、本町に新設する特別支援学校整備について、現在、造成工事を進めております。南山城支援学校の校区は京田辺市、綴喜郡、木津川市、相楽郡と大変広い地域となっており、近年、学研都市の開発による人口増加により、在籍する子どもの数が急速にふえてきており、学校開設時の想定規模は180人程度でしたが、現在は230人を超える児童・生徒数と聞いております。近隣の多くの児童・生徒が新設される特別支援学校に早く通学することを希望されております。

当初、18年度に建築工事に着手し、20年4月に開校する予定と伺っていましたが、建設予定地の地盤調査で一部の地盤が軟弱なことが確認されたため、18年度は造成工事と設計見直しとなり、着工と開校をおくらせることになりました。21年4月開校に向け、どの程度整備が進んでいるのかお尋ねします。

また、その工事に付随して本町のアクセス道路等が発注されておりますが、

その進捗状況もお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の城陽井手木津川線についてであります。本路線の整備による産業振興、住宅適地の拡大、防災機能の強化などの効果を町内全域に行き渡らせるためには、市街地とつなぐ東西の町道整備が必要であると考え、国が進める城陽井手木津川線の計画内容との整合を図るため、来年度予算に東西の道路計画を検討する調査費を計上したところであります。今後、本町のまちづくりを進める上で効率的で効果的な町道整備計画となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の特別支援学校の進捗状況についての工事に付随したアクセス道路等の進捗状況につきましては、アクセス道路として、平成27年度から着手した町道29号線第1工区と、平成28年度から着手した町道3号線は、道路の切り土や盛り土の工事がおおむね完成しているところであり、現在、道路側溝や擁壁等の工事を実施しているところであります。今後、平成33年4月の開校までに歩車道境界ブロックや舗装工事を順次実施する予定であり、学校の建設スケジュールと十分調整を図りながら工事を進めていくこととしております。

また、特別支援学校から府道東井手線までの町道29号線第2工区については、現在、地質調査が完了したところであり、今後、その結果を踏まえた構造物等の設計を行った後、必要な用地幅を決定し、用地買収を進めることとしております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目の特別支援学校の進捗状況についてであります。造成工事については、平成30年2月に第1期工事が始まり、第2期、第3期に分けて工事が進められており、現在、擁壁等構造物の設置、土の搬出等が行われているところであります。造成工事の完成は平成31年7月ごろの予定と聞いております。

建設工事については、造成工事完了後、速やかに工事に着手できるよう事

務手続等が進められておりまして、平成31年2月19日に主体工事の入札公告が行われたところであります。建設工事の完成は平成32年12月の予定と聞いております。

なお、平成33年4月の開校予定に変更はないと伺っております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） 3番、西島寛道。事前に通告しておりました2点、お伺いいたします。

まず1点であります。人口減少を食いとめる対策について。

本町の人口は平成31年1月末現在、7,500人を切ってしまいました。人口減少を食いとめるため、これまで町長をはじめ役場職員や多くの先輩議員の方々は、さまざまな対策をとってこられました。特に、利便性向上を図るためのJR奈良線高速化・複線化の取り組みや、雇用を創出するための白坂地区などの開発により、企業誘致が実現しました。

今後、府立支援学校の開校や多賀駅西側の大型商業施設の建設予定など、井手町のまちは豊かな自然と歴史を守りつつ大きく変わろうとしています。そしていよいよ、新名神高速道路や学研都市に直結する国道24号の代替道路、城陽井手木津川線が着工されます。城陽井手木津川線と府道東井手線との交差点付近には防災の拠点となる新庁舎が移転され、災害に強いまちになると思われます。

本町の子育て支援環境や学校教育は大変充実していると思います。若者や子育て世代の定住がなければ、人口はますます減少します。しかし、当然のことながら、住める場所がなければ移住もできません。

そこで、今後、人口減少の対策として、宅地開発の考えについて本町の考えをお伺いします。

2点目、玉水駅前休憩所についてお伺いいたします。

昨年12月、玉水駅の橋上駅舎と駅東西をつなぐ自由通路が完成しました。新しくなった玉水駅は、井手町の玉川と桜をモチーフにつくられ、まさに井手町の玄関口であります。エレベーターも設置され、障害者や高齢者も利用しやすいきれいな駅は、住民の皆さんからも大変喜ばれています。今後は駅

周辺整備も進み、井手町を訪れる人もふえると予想されます。

しかし、井手町には休憩場所が非常に少ないのが現状です。玉水駅前には、井手町住民相互の交流、観光客のために休憩所を設置し、井手町の観光の振興を図ることを目的として設置されている休憩所「さくら」があります。「さくら」が営業している時間帯は駅前にもにぎわいがあり、多くの方が利用されていますが、夕方になると駅前に活気がありません。

今後、多賀駅前に大型商業施設ができ、にぎわいが予想されます。ＪＲ玉水駅前に活気がないままだと、快速のとまる駅はＪＲ多賀駅の方がよいのではないかという声も聞かれます。

そこでお伺いします。

１、ＪＲ玉水駅が活気づく取り組みについて。２、玉水駅前休憩所の夕方、休日の利活用の考えについてお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私からは、１点目の人口減少を食いとめる対策についてお答えいたします。

本町では、地域住民の方々をはじめ、産業関係者、行政機関関係者、学識経験者、金融機関関係者といったさまざまな方々にご参画をいただいた井手町地域創生推進会議における議論や、町民の皆様へのアンケートの結果等を踏まえ、人口減少対策等に関する今後の基本的な方針や具体的にとるべき施策について取りまとめた井手町地域創生計画を平成２７年１０月に策定しました。

本計画においては、各事業分野における施策の進捗状況を管理するための目標である重要業績評価指標を定めておりますが、昨年度末時点で、その半数以上の項目において目標を既に達成しているところであります。

今後の人口減少を食いとめる対策については、現行の計画に基づく施策を引き続き推進し、目標の達成を目指していくとともに、現行の計画が来年度に終了年次を迎えることを踏まえ、次期計画を策定するための具体的な施策をさらに検討していく必要があると考えております。

現行の計画におきましては、今後の人口減少対策に関する基本的視点として、住宅の不足が、結婚や子どもの就学などを契機とした隣接自治体等への

転出超過を招いているほか、新たな転入を妨げる要因にもなっていると推察できることから、具体的施策として、新興住宅の建設や空き家の有効活用等による住宅確保を進め、自然の豊かさと都市的要素が共存する地域特性をPRするとともに、井手町での居住を促進するための支援を行うこととしておりますが、これまで、住宅地をはじめ開発適地拡大のための宇治木津線道路が具体化されてこなかったことから、新たな宅地開発の取り組みが進まなかったところであります。

しかしながら、先ほども申し上げておりますように、ことしの2月26日に、京都府により都市計画道路城陽井手木津川線の都市計画決定及び告示がなされ、国においても今月1日に、本路線を平成31年度の新規事業化候補箇所として新規事業採択時評価の手续等を進めていくことが発表され、その整備に伴う宅地開発推進のための具体的な取り組みを検討することができるようになりましたので、今後、JR奈良線の複線化やその関連事業、駅前への大型商業施設の進出等、町内に居住する上での利便性を向上させるための施策とあわせ、都市計画道路城陽井手木津川線の整備の状況や他地域での取り組み事例等も踏まえながら、新たな住宅の確保のための具体的施策内容を検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） 2点目の玉水駅前休憩所についてであります。一つ目のJR玉水駅前が活気づく取り組みにつきましては、第4次井手町総合計画や井手町都市計画マスタープランにおいて、JR奈良線の全線複線化の促進と並行した玉水駅及び山城多賀駅の双方の駅前をはじめとする商業・業務機能の向上を図るとされていることから、町としても必要な施策であると考えております。

また、井手町地域創生計画においても、JR奈良線の全線複線化は本町の人口減少対策の核の一つとされていることから、快速が停車する玉水駅周辺の活性化を通じた生活の利便性の向上や交流人口の拡大を図る取り組みは重要であると考えているため、来年度に予定している本計画の改訂作業の中でも、地域の皆様のニーズ等を踏まえながら、その具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 二つ目の玉水駅前休憩所の夕方、休日の利活用につきましては、休憩所がなかった当時、快速が停車する駅にもかかわらず、駅前に食堂やお土産等を販売するところがないのは奈良線沿線でも井手町だけという中で、町が休憩所を建設するので運営を民間でしていただけないかと各方面にご相談を申し上げましたが、運営していただける方が見つからなかったという経過がございます。

このような状況の中で、当時まちづくり協議会のメンバーであった地元町内の山背古道椿坂の女性の方々にご相談を申し上げたところ、町のために私たちが協力できることであれば引き受けさせていただくとご承諾をいただいたところであります。こうしたことから、井手町住民相互の交流、観光客のために休憩所の提供、特産品等の販売を行い、井手町の観光振興を図ることを目的として休憩所の管理運営を行っていただいているところであります。

また、休憩所の開館時間及び休館日につきましては、1日7時間、週6日以上開館しなければならないことを条件に、開館時間及び休館日については指定管理者が任意で設定しているところであり、原則として日曜・祝日を除く午前9時から午後4時半まで、玉水駅前休憩所「さくら」として営業を行っていただいております。地域住民や井手町を訪れる観光客の憩いの場としてご好評をいただいております。

休憩所の夕方及び休日の利活用につきましては、現在も井手町に多くの観光客が来訪される、春のさくらまつり期間中には来館者も多くなることから、休日につきましても営業していただいております。しかし、さくらまつり期間中以外ですと、土曜日も他の営業日に比べて売り上げが極端に下がるという現状や、夕方は駅から皆さん足早に帰宅される姿を見ておられますので、町には協力したいが、利用者が見込めないとの理由から、夕方、休日はできないとお聞きしております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島議員。

3番（西島寛道） 2点目の駅前の「さくら」についてですが、そのようにお願いして営業していただいているというのは本当に感謝するところです。でも、これもまた要望になるんですけれども、夕方からお酒とかそういうの

を提供して、にぎわいが出ればいいかなと思いますので、そういうのを提供できれば、もしかしたら「さくら」の方に足を運んでいただける方もおられるのではないかと思いますので、要望ですけれども、またご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（岡田久雄） 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 9 番、谷田みさおです。

質問に入る前ですけれども、今、国の方では厚生労働省の統計不正の問題が大変議論されておりますが、この国の様子を見て、本町の方でもさまざまな統計等取り組んでいると思うんですが、それにきちんと法令どおり正しい方法でやられているのかという見直しをぜひお願いしたいという要望を行いまして、質問に入りたいと思います。

1 番目は、国民健康保険の問題です。

国民健康保険の制度が市町村と都道府県の共同の運営ということになって1 年たちました。新年度は本町から京都府へ納付するお金は幾らになりますか。今年度と比較しての増減は幾らですか。今後の共同運営の見通しはいかがですか。

新年度、本町では税率の見直しを行うのですか。今年度は一般会計からの繰り入れを行って税率の見直しは行わなかったわけですが、新年度の国保税の税率を伺います。

全国知事会も、国保税を民間の中小企業の方が中心に入っておられる協会けんぽ並みの額に引き下げるためには1 兆円の公費投入が必要だと訴えて求めておられます。町長は町村会の役員もされておるわけですがけれども、町村会からも強く要望するべきだと考えておりますが、いかがですか。

他の健康保険制度と比べまして、世帯人数が多いほど保険料が高くなる均等割というものが国保だけにあり、負担を一層重くしています。人間の頭数で負担を課すというのは古代の人頭税と変わりません。子どもに均等割を課すのは子育て支援にも逆行しています。仙台市では子育て世代の均等割減免を行っておりますし、最近発表された岩手県宮古市の新しい新年度の予算で見ますと、1 8 歳までの子ども8 3 6 人の均等割は全額免除されるというよ

うなことです。そういう自治体もふえております。本町では、従来の税率では、他の市町村と比較して余りに資産割が高く、負担能力に比例していないことになっています。この点は、従来から住民の皆さんから強く不満が表明されていることでありまして、改善するべきだと思います。資産割の改善、京都府と協力しての均等割の廃止、協会けんぽ並みへの税額引き下げへ努力するべきですが、町長の見解を伺います。

2点目は、自衛隊への名簿提供についてです。

本町は自衛隊に対し2014年度から毎年、18歳になる住民の個人4情報を住民基本台帳から抽出した上で紙媒体で提供しております。この問題は広く全国的に報道されまして、特に若者の間で、知らない間に自分の個人情報を利用されていることに危惧の声が上がっております。2017年度は全1,741市区町村のうち36%の自治体が紙か電子媒体での名簿を提供し、53%の自治体は住民基本台帳の閲覧を認めています。

しかし、安倍首相は国会答弁で、閲覧を認めるだけでは協力を拒否しているとの認識を示し、地方自治体が進んで紙や電子データを差し出していないから、憲法を改正して自衛隊を明記しなければならないというような理論を展開いたしました。改憲の狙いの一つが国民の情報収集にあると、みずから告白しているようなものではないでしょうか。法令では、防衛大臣が資料の提出を要請できるとあるだけで、これに自治体に応じる義務は規定されておりません。だから、それぞれの自治体がそれぞれ判断して対応しているというのが現状です。自治体がこれに応じないからといって非難すること自体、地方自治の本旨に反する態度であると言わざるを得ません。

これは、自衛隊が違憲かどうかとか憲法を変えるべきかどうかとか、そういう問題ではなく、住民の個人情報をどう扱うのかという問題であります。京都市は、今年度は18歳と22歳の宛名シールを自衛隊に提供することになったわけですが、生年月日や性別までは提供していないわけです。また、個人情報の利用停止請求を行った人は宛名シールから除外するというふうに京都市議会でも表明されています。条例に基づいて個人情報の利用停止請求があれば、当然提供するのはやめるべきですが、本町ではどう対応されるお考えでしょうか。

また、住民基本台帳の閲覧にとどめれば、住基法に基づいて閲覧状況の公表の対象となりまして、年に1回、こういう閲覧状況ですと公表されるわけ

です。ところが、紙媒体で提出するということになると、この住基法に基づく閲覧状況の公表の対象になるのかどうかということがはっきりしていません。まさに、何の記録にも残らず、秘密裏に個人情報提供されるということになりかねないわけであります。少なくとも個人情報提供には本人の同意を認めるべきだというふうに考えますが、町長の見解を伺います。

3点目は、自衛隊中部方面飛行隊の低空飛行訓練についてです。

ことし1月9日午後3時ごろ、大型輸送ヘリを含む19機ものヘリコプターが編隊を組んで本町の上空を低空で飛行しました。この際に、住民からは、過去に経験のない物すごい爆音がした。振動がひどく、ガラス戸がガタガタ鳴った。多数のヘリコプターが飛来し、何事かと不安になった。よく飛んでいるドクターヘリや防災ヘリより低空で怖かった。小・中学生の下校時刻に当たり、何か落下してこないか心配したなどの抗議と不安の声が多数寄せられまして、住民生活に重大な影響を及ぼしました。陸上自衛隊の八尾駐屯地にあります中部方面航空隊に問い合わせますと、航空隊統一編隊飛行訓練として行われたとのことでした。本町に事前に通告はありましたか。

自衛隊機や米軍機も含め、航空機の墜落、部品落下事故は昨年も繰り返されまして、昨年2月5日には佐賀県神埼市で陸上自衛隊ヘリが民家に墜落し、死亡者が出て、子どもが軽いけがをするということがありました。2月13日には海上自衛隊の舞鶴航空基地所属のヘリが、また2月17日には、今回飛んできたヘリと同じく八尾駐屯地に所属するUH-1型のヘリが金属部品落下の事故を起こしております。大型のCH-47型ヘリというのは、同型機が昨年3月6日に重さ31キロもある貨物室のドアを落下させる事故を沖縄県の沖永良部島で引き起こしているものです。つい最近、ことし2月20日にも、これは自衛隊の戦闘機ですけれども、墜落いたしました。自衛隊機が上空を飛行することに対して、住民の不安はますます高まっています。

私は八尾駐屯地に出向きまして、平穏な住民生活に重大な影響を及ぼした低空飛行訓練について強く抗議をしてまいりましたが、本町からも今後こういうことは行わないよう求めるべきではありませんか。少なくとも、本町の上空を飛行する訓練の際には事前通告を求めるべきではありませんか。町長のお考えを伺います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

1点目の国民健康保険についてであります。平成31年度の本町の納付金につきましては2億4,628万4,000円であります。平成30年度と比較すると185万7,000円の減となっております。今後の共同運営の見通しにつきましては、平成30年度から京都府において、安定的な財政運営と事業の広域化及び効率化を推進するため、国保運営方針を定めており、制度の安定化に向けて取り組んでいるところであり、国保事業の現状や事業の取り組み状況等を検証し、3年ごとに必要な改定を行っていくものとされているところであります。

次に、平成31年度の国保税の税率につきましては、京都府から示されております標準保険料率では現行の保険税率よりも増加する結果となっておりますが、平成30年度に保険税不足分1,600万円を一般会計からの法定外繰り入れにより対応してきたように、平成31年度においても2,100万円の保険税不足分を一般会計からの法定外繰り入れにより対応していくこととし、税率の見直しは行わず、据え置きを考えているところであります。

次に、資産割の改善、均等割廃止、協会けんぽ並みへの税額引き下げについてであります。本町の国保財政は大変厳しく、先ほども申し上げましたように、都道府県化による保険税不足分については一般会計から法定外繰り入れにより対応しているところでありますので、現在のところ、税率を引き下げられるような状況ではないと考えております。

なお、国に対し、全国町村会や京都府町村会として、毎年の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることなど強く要望しているところであります。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 2点目の自衛隊への名簿提供についてですが、自衛隊への名簿提供の根拠等については、平成30年12月議会で答弁申し上げたとおりでございます。自衛隊法第97条第1項では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務の一部を行うと規定されております。自衛隊法施行令第

120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるとされております。この自衛隊法施行令第120条で規定された事務は、法定受託事務として都道府県または市町村が処理すると規定されております。

また、紙媒体等での情報提供に関しては、防衛省から総務省に対し確認されており、自衛官募集に係る適齢者情報の提供は、住民基本台帳の閲覧請求によらずに紙媒体等での情報提供を受けても住民基本台帳法との関係においても問題はないとの見解が示されているところであります。

これらを根拠とし、防衛大臣は都道府県へ協力依頼がなされ、それを受けて京都府から市町村に協力依頼文が届き、平成26年度より募集に係る適齢者情報の提供を行っているところであります。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の自衛隊への名簿提供についての個人情報保護条例に関する部分につきましては、まず、井手町個人情報保護条例において、法令等に定めがあるときには提供することができる旨を規定しており、本件については、自衛隊法施行令に基づき提供しているものでありまして、本人の同意は必要とされておりません。また、利用停止請求権については、条例に違反して個人情報を提供している場合に請求できるものであり、本件については、条例上何ら問題はないことから、利用停止請求権の要件に該当しないこととなります。いずれにいたしましても、今後もこれまで同様、法令等に従いながら取り扱いをしていきたいと考えております。

3点目の自衛隊中部方面飛行隊の飛行訓練につきましては、陸上自衛隊八尾駐屯地にお聞きしますと、1月9日の飛行訓練は法令にのっとり実施しているとのことであります。なお、これまでから、災害に備えた消防、警察、自衛隊などの関係機関による飛行を含む訓練についても、事前通告の申し入れは行っておりませんし、今後も申し入れをすることは考えておりません。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 1点目に、国保の問題ですけれども、繰入額、一般会

計から繰り入れを行って税率を据え置くということで、少なくとも都道府県化によって税率が上がるという最悪の事態は避けていただくと。それは当然のことではないかなと思うわけですが、これをずっと続けられるのかという見通しです。町長も、私が町長をやっているときは何とかするんやというような表明は以前あったんですけれども、町長もいつまでも町長をずっと続けていただくわけにもいかないわけですし、今後の見通しは、方針はあると言われましたけれども、来年も再来年も、このままいくと、去年より繰入額がふえてるわけですから、どんどんとそうやっていかなければならないということになります。幸い本町は一般会計が、基金もたくさんありますし、そういうことに使っていただくというのは、私は当然必要なことだと思いますけれども、制度的には破綻するという見通しが、どうしてもこれはぬぐえません。最初、広域化するときにも意見を言いました。言い方は悪いかもしれませんが、貧乏所帯が寄ったところで貧乏でしょうと。やっぱり国からしっかりと支援してもらわないと、これはやっていけない。昔の国保とは全然加入者の状況も違うわけです。今後の見通し、町長、どうお考えか、ぜひお聞きしたいと思います。

それと、具体的な質問で、ことしの納付金は若干、本町は減額になっているわけです。京都府からも私も資料をもらってますので、それで見ますと、0.8ポイントほど下がってるんです。ところが、加入者1人当たりの保険税額で見ますと、井手町は107.7ポイント、13万8,791円ということで、他の市町村と比べても低いというわけにはいかない額なんです。これ、なぜこうなるかということをお聞きしたいと思うわけです。総額がポイントが下がってるのに、納付金が下がってるのに、1人当たりに割り返してみると、えらい上がってるやないかということは、やっぱり加入者が減ってるわけでしょう。それしか私は思いつかないんですけど、ほかの理由があるんだったら教えてほしいと思います。

要するに、京都府全体でも総額は5.5%しか上がってないわけです。ところが、1人当たりに割り返しますと11ポイント以上、1人当たりの額は、納付金は上がるんです。これは、京都府全体でも加入者が激減してるんじゃないかという心配をするわけです。国保が高過ぎて払えない、何か違う方法はないかということで、何か違うところに入れないかと、扶養家族になるとか、それをすごく自衛手段としてみんな考えはるわけです。かつ、国保にし

か入れないような働き方じゃなくて、会社で社会保険をかけてもらえるような働き方にどんどん切りかえていったはる、特に女性のパートの方なんかはそういう方が多くて、加入者が減ってる一因じゃないかなと。子どもの数もふえませんし、そういう状況になっているんじゃないかなと思うんですが、担当課長でお答えいただけるんやったら、何で総額は井手町の場合、下がってるのに、1人あたりに割り返すと納付金上がるんですかと、そこをお聞きしたいなと思います。

自衛隊の問題ですけれども、名簿の提供について法令がこういうふうに定められていますということは以前から言われている同じ答弁の繰り返しで、だから、できる規定やということは言うてるじゃないですか、できるになってる。だけど、するかどうかは市町村の自主的な判断です。だから、いろんなやり方をやってるわけでしょう。京都市のやり方は批判がありますけれども、私、少なくとも生年月日そのものを提供してないというところには着目しているわけです。生年月日なんか提供すれば、これはひとり歩きしてどこへ行くかわからないという不安を若者は物すごく持ってるわけです。我々の時代と今は、個人情報に対する考えが非常に異なってきています。ですから、法令に定めてなくても、そういう住民の不安にちゃんと応えるためには、本人同意をあらかじめ求めるべきじゃないか。それは非常に強く思います。

それと、最後に質問したことについて、特に答えがなかったので聞きたいんですけど、住基法で、年に1回、こういう閲覧状況ですと公表するわけです。だから、福祉委員の方が対象年齢の方を見に来たはるとか、老人会の方が老人会の対象者を見に来たはるとかいうのは公表されるわけです。自衛隊がこうやって紙媒体で提供されてるということは公表されるんですか。住基法上どうなってるんですか。それをきちんとお聞きしたいです。

3点目、自衛隊の飛行訓練ですが、余りに低空だったので、みんなびっくりしたわけです。少なくとも奈良の自衛隊の基地が毎年、展示飛行といって戦闘機なんかを飛ばさはるんですけれども、それは事前通告があって、井手町のホームページにも全部載ってます。そのときと比べても、すごい低空やったわけです、ガタガタいうというのは。大型ヘリが飛んだわけです。皆さん、想像してみてくださいよ、ごらんになった方ばかりじゃないと思うから。19機ですよ、ヘリコプター、三角形で編隊を組んで、その中に3機はすごい大型のC47です。そんなのが飛んできたら何事やと思うから、事前通告

を求めないとだめですよ、少なくとも。じゃ、奈良の基地のは勝手に通告してきたはるから、それをホームページに書いてるだけやということですか。全部の自治体に、通過するところにはちゃんと公表したはりますよね、奈良の自衛隊の展示飛行は。それどころじゃない低空の多数のヘリコプターの飛来やったわけです。こんなの誰でもびっくりします。それはやっぱりいくら何でも、抗議をようしはらへんのやったら、そら仕方がない、私は抗議してきましたから。せやけど、せめて事前に言ってよと、それは求めないと、またこれ、同じことを繰り返されたら、みんな正月早々びっくりです。これは要するに、正月早々のヘリコプターの出初式みたいなものやったらしいです。全部でみんなで整列して、だるまに目を入れて、みんなで飛んでいく、そういうようなことやったらしいですが、少なくともそれは、もう一度お聞きします。事前通告を求めるお考えは、やっぱりないんですか。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私への問い合わせの分だけお答えします。

財政運営の都道府県化がされるときに、国の方から財政支援は出ています。それでこれだけの額というふうに思っています。しかし、我々から言えば、まだまだ足らんということになります。今後の財政見通しでありますけれども、これから厳しさは増しても好転するということは、今のままでは考えられないのではないかなと思っております。

それと、一般会計からの繰り入れでありますけれども、私も任期切れのところまで無責任に回答することはできませんので、私の任期中については、この8月で終わりますけれども、新しい年度については一般会計からの繰り入れで対応したということです。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 納付金が減額となっておりますが、1人当たり納付金が増額となっているのはなぜかということですが、単純に被保険者数が減少してきていることによるもので、割り返す人数が減っているということで、1人当たり納付金は上がっているということですが、

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 先ほどの閲覧の公表の関係なんですけれども、自衛隊の名簿提供につきましては、住民基本台帳の閲覧と同様と捉えておりまして、年1回の公表の対象としておりまして、今後も同様の取り扱いを考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの自衛隊の名簿の関係で、本人同意の関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり、本請求については、法令に従い求められているものでありますので、本人同意は必要がないということですから、それに基づいて事務を進めさせていただくということでございます。

それと、自衛隊のヘリコプターの訓練についての事前通告ですけれども、それも先ほど申し上げましたように、法令に従い、自衛隊の方で、その根拠に基づいて訓練をされておられます。ほかにも消防、警察なども、もちろんヘリコプターを持たれて訓練をしておられますので、それについて私どもが申し入れを行うということはやっておりませんし、今後もやることはないということをお答えしたところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 繰り返しになりますけれども、自衛隊機の訓練なんかは、やっぱり住民の立場に立って考えてもらったら、あんなの来るのやったら事前に言うてもらわな困るというのが当たり前じゃないでしょうか。普通に常識で大体判断してほしいと思うんです。法令に定めがあったら何でもいいというものじゃないですよ。法令に定めがあるのを越えたら絶対違法なんですから、それは断じて許せない。せやけど、法令の定めがあっても、住民の生活に影響があるからお知らせぐらいはしてねというて求めて何が悪いのかなと思います。

情報提供についても、本人が利用停止請求された場合は、少なくとも京都市だってシールから外すと言うてるわけで、うちでもどうするのかということは考えておいていただかないとあかんし、法令に定めがあったら全部その

とおりやというのやったら、井手町の条例は要らないじゃないですか。町独自の対応をぜひお考えいただきたいと思います。

以上です。

議長（岡田久雄）　これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午後１時１０分まで休憩します。

休憩　午後　０時０７分

再開　午後　１時１０分

議長（岡田久雄）　休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第５、報告第１号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第２項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西田建設課長。

理事（西田哲弥）　それでは、報告第１号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

それでは、次のページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、床掘りに当たって、かたい岩盤が露出したため、掘削工法を変更したこと、掘削した土砂が補強土壁工の盛り土台に適さず購入土としたことによる増額や、掘削土砂を場外の仮置き場に運搬する予定でしたが、場内のヤードが確保できたため、運搬を廃項としたことによる減額など、工事費を精査した結果、契約金額の変更が生じたものであります。

それでは、次のページをお開きください。工事請負契約変更の件。

町道３号線道路改良その８工事について、地方自治法第１８０条第１項の

規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、１、契約の対象。３０道改第１号、町道３号線道路改良その８工事。２、変更契約金額。金６，８７９万４，９２０円、うち取引に係る消費税額、金５０９万５，９２０円。３、今回変更による増額。金１２９万４，９２０円、うち取引に係る消費税額、金９万５，９２０円。４、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本３５番地１、西田建設株式会社、代表取締役、西田 厚。５、契約の方法。一般競争入札による契約であります。

以上、報告にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第１号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第６、議案第１号、井手町総合計画条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第１号、井手町総合計画条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町総合計画条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、これまで総合計画につきましては、地方自治法において、市町村に対し議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、地方自治法の改正により策定義務はなくなり、市町村の判断に委ねられることになりました。総合計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を示すものであるから、法的な義務がなくなっても策定すべきと考え、今回新たに条例を制定するものであります。

それでは、１ページをごらんください。井手町総合計画条例。

井手町総合計画条例を次のとおり制定する。

まず、第１条は、目的の規定でございます。

第２条は、定義の規定でございます。

第３条は、総合計画の策定の規定でございます。

第４条は、町政運営の基本方針の規定でございます。

第5条は、総合計画の位置づけの規定でございます。

第6条は、井手町総合計画審議会への諮問の規定でございます。

第7条は、井手町総合計画審議会の設置の規定でございます。

裏面をごらんいただきまして、第8条は、議会の議決の規定でございます。

第9条は、公表の規定でございます。

第10条は、委任の規定でございます。

附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行する。

2、井手町総合計画審議会設置条例は廃止する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　そういう法律の変更があつて、条例化されていない自治体もあるように聞いていますけれども、条例化することには賛成なんです、中身について、まず審議委員さんのことですけれども、第7条に審議会の審議委員さん、20名以内で組織するということが定められていますが、どういう方をお願いするかということが具体的に書いていないわけですが、その辺はどう考えておられるのか。

それと、次期の総合計画策定に向けてのタイムスケジュールはどういうことになるかと考えておられるのか、現時点での予定をお知らせください。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、審議会の委員の関係でございます。今回の計画につきましても、現行の第4次総合計画におきましても、多くの住民代表の方に参画をいただきまして策定してまいりましたので、新たな計画につきましても、この考え方を踏襲し策定してまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては今後、規則で定める予定としております。

スケジュールについてであります、31年度当初予算におきまして、債務負担行為も設定させていただいております。ですので、31年、32年の

2カ年で策定を予定しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 審議委員さんの関係で、具体的にはまだこれからということですが、議会で議決する内容を審議するわけです。充て職でよく議員がそういういろんな町の審議会に入っているわけですが、議会の中の問題もあるかと思いますが、議会で議決する内容について、議会代表で誰かが入ってその審議に当たってる、その場で了承している、今度また議会にかかるというようなことはやめておこうというような形で、議員については外しておられる自治体、多いと思うんですけども、これについてはどう考えておられるのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 従前から町議会議員の代表の方もご参画いただきまして審議会メンバーを構成していただいているところでございます。これにつきましては、基本的に町の10年間の計画を原案のところから、まず住民のアンケート調査をやりながら、それをベースとして計画案を練っていくわけでありましたが、その中で、町議会議員の町議会の考え方も当然お聞きしながら、それを網羅して原案をつくりまして、議決を求めるべく議案として提出するという考え方でございますので、二重、三重になりましても議会の意見を聞くという姿勢は今後とも同じ姿勢でやっていきたいと考えております。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町総合計画条例制定の件を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第２号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第２号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、人事院規則の改正に伴い、時間外勤務に関し必要な事項を規則委任するため、当該条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、２ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数９８８ページ、第８条、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定でございまして、同上第２項の次に、第３項として、前項に規定するもののほか、前項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

それでは、１ページをごらんください。附則でございます。この条例は平成３１年４月１日から施行する。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 今の説明、おかしいところがあると思ったんですけども、人事院規則は、条例じゃなくて規則の方で定めなさいなんていうことを言ってるわけじゃないと思うんです。条例の中に明記して、言うたら、これ、正規の勤務時間以外のというと、超過勤務とか休日勤務とか、そういう

ことが入るわけでしょう。職員の働き方について非常に重要な中身ですから、別に規則に記すじゃなくて、条例化すればいいんじゃないかと思うんです。

それと、ここにある、1 ページ目の 8 条 2 項の次に第 1 項を加える、必要な事項は規則で定めると。どんな規則なのかというのは、これ、何もわからないまま全部賛成しろと言わはるんですか。どんな規則をつくるおつもりなんですか。人事院規則の中身の説明とともに、井手町ではどういうふうにしようとしているのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのような質問の件ですけれども、まず、国の方から私どもの条例に関して、このように改正しなさいという例が来ております。そちらにも明記されておりますが、規則で定めるようなというようにということの例が来ておりますので、それに従い、規則に委任する条例改正をするものでございます。

ちなみに、内容につきましては、規則で定めることになると考えておるところですけれども、現在のところの情報では、災害など、臨時的な特別な事情がある場合は別段としまして、時間外労働の上限について、原則月 4 5 時間、年 3 6 0 時間を上限とする規定などを設けることという情報が今のところ入っております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 情報が入ってるって、うち、どうするのか本心を持ってるわけでしょう。これ、4 月 1 日からやるんでしょう。すぐつくらなあかんじゃないですか。ほんで、情報が入っておりますって、総務省は準則というか、こういう例がありますよということは示してきますけれども、それをどう扱うかということで、井手町は月 4 5 時間という上限を定めるということなんですか。

これについては、現行の職員の勤務時間や休暇等に関する規則の中に時間外のことはどう書いてあるかということなんですけれども、例えば規則の 9 条の中に、任命権者は条例 8 条 2 項の規定に基づき、正規の勤務時間以外の

時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないという、そういう１項しかないわけで、時間の規定は規則には定めてないわけです、上限幾らという。今回、国が働き方改革の一環ということで上限を設けましたといったんだけど、それについては異論がいろいろ出まして、そういうことを定めると、そこまでは働かせ放題ということになるんじゃないかと。現状こういうふうに職員の健康に、福祉を害しないように今でもやってるわけですね。それに、かえって時間を定めることで、そこまでオーケーだというようなお墨つきを与えることになるという議論があるわけです。井手町が４５時間ということを決めるとそういうことになりかねないと思いますが、その点のお考えはいかがですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今、働き方改革で示されております４５時間というのは上限でございまして、必ずしもそれまでは好きなように残業をとという部分ではございません。そういう意味では、職員の健康、福利厚生を考慮するというのは、今までもしておりますし、これからもしっていくわけでありますが、その中で、それが守られてなかったも、上限は４５時間という一定の範囲が決められてくる。それに基づいて規則改正を本町においても考えているということでございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 上限を設けても、そこまで働けなんて言いませんよというお話は今いただいたので、それは一つ担保としてあるかと思うんです。

ほかに、６０時間を超えた場合の時間外手当の額について、いろいろ規定がありますよね。そしたら、４５時間という規定を設けたら、こういうところも改正しないといけなくなるんじゃないですか。６０時間やらせてもいいということになるんじゃないですか。その点、どうなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） やらせてもいいというふうにとるか、現実が福利厚生、健康面を配慮しても、なおかつそういう長時間勤務が生じているということ

も一面ある中で、上限を決める、そして一定の上限を超えた分については、働く者の賃金保証につながるような考え方を一定、民間と同時に公務員についても示されてきているというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 職員の団体とどのようなお話し合いがあったのかということも聞かないといけないと思うんですけども、職員団体がよしと言われても、なかなかそれで十分かと言われたら、そうでない部分もありますが、少なくとも職員との話し合いをしないといけないと思うわけです。

超過勤務のことだけでなく、正規の時間外の勤務ということになると、宿日直の勤務なんかも入るわけです。今の宿日直勤務については、規則の中で、第 7 条、第 8 条、そこに、そのときに当該勤務が過度にならないように留意しなければならないという、任命権者は宿日直を命じるときには過度にならないよう留意しなければならないというのものもあるんですけども、以前にも議会でもお尋ねしましたが、なかなか宿日直をやってくださるアルバイトさんが見つからないというようなことで、職員に宿日直させることが常態化してるんじゃないということで危惧を表明したことがあります、現状、今どうなってますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 1 2 月議会でも同様のご質問をいただいて、それ以降、1 名の方が来ていただけるということになりまして、一部緩和されたわけがありますが、条件面も考慮しながら、もう 1 名について確保して、2 名体制で回っていけるように今取り組みを進めているところでございます。

30 年度の確定交渉におきまして、超勤勤務について、全般的に職員組合と話し合いをいたしました。その中で、執行部のメンバー 1 人ずつに、現状の皆さん方は超勤をしているのかということをお聞きしますと、全然してないと。ただ、一部の職場でそれがあるので、副町長、それらについては十分注意いただきたいと。それについてはわかって、今どういう形でされてるのか、本当に必要か、必要でないのに残ってやられてるのかということの点検をしっかりとやるということで、基本的には超勤はしなくていい体制を井手町においてはしているというふうに考えております。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） ただいま議題となっております議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に反対の立場で討論を行います。

この条例改正については、国の働き方改革で、一般に民間事業所に残業時間の上限規制を設けるということから始まったことではありますが、この法律の中にはさまざまな問題がありまして、上限規制を設けるといっても、年のうち半分ぐらいは、繁忙期についてはそれを越えることも認めるというようなことや、高度プロフェッショナル制度を用いて、残業しても残業手当が支給されないような、そういう仕組みも持ち込もうとするようなこともある中で決められたことでございまして、井手町においても、こういうことが決められたからといって、そこまで残業をしても構わないというふうな風潮が生まれる、させても構わないというような風潮が生まれることを非常に危惧いたします。

あと、職員の宿日直については、何度も申し上げますけれども、1 日まともに働いて、一生懸命働いて、その後また宿日直が入って、次の日も働くなどということは、とてもとても人間の生理のリズムにも合いませんし、過度な勤務にならないようにという規則の定めを逸脱していると思いますので、一刻も早く解消されることを要望いたしまして、反対します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 2 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第６号、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第７回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第６号、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第７回）につきましてご説明申し上げます。

平成３０年度井手町の一般会計補正予算（第７回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，０４９万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億５，０２７万６，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費追加及び変更は、第２表繰越明許費補正による。

第３条、地方債補正の規定でございます。地方債の追加及び変更は、第３表地方債補正による。

それでは、３ページをごらんください。第２表繰越明許費補正でございます。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、新庁舎建設基本計画追加検討業務４５０万円。３款民生費、１項社会福祉費、事業名、プレミアム付商品券事業１０８万９，０００円。３款民生費、２項児童福祉費、事業名、いづみ保育園外壁改修１，３５０万円。６款農林水産業費、１項農業費、事業名、農業者等復興支援事業１００万円。１項農業費、事業名、野上揚水施設改修補助１２２万５，０００円。８款土木費、２項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業１，３００万円。９款消防費、１項消防費、事業名、防火水槽設置等１，３２０万円。１０款教育費、２項小学校費、事業名、小学校空調設備整備事業２，５３０万円。３項中学校費、事業名、中学校空調設備整備事業１，５４０万円。次のページをごらんください。８款土木費、４項都市計画

費、事業名、ＪＲ玉水駅周辺整備、今回３，２４０万円を追加し、５，０００万円とするものであります。

次のページをごらんください。第３表地方債補正でございます。

起債の目的、１目民生施設整備事業債、今回１，４００万円を追加し、限度額を７，１６０万円とするものであります。４目、臨時財政対策債、今回１２０万円を追加し、限度額を１億１，２２０万円とするものであります。６目、学校教育施設等整備事業債、今回新たに追加するものであります。限度額を２，５１０万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、９ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。１３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金、今回９００万円を追加し、計１億７，６７８万５，０００円、社会福祉負担金の９００万円であります。

２項国庫補助金、２目民生費補助金、今回１０８万９，０００円を追加し、計１，６９６万４，０００円、社会福祉費補助金の１０８万９，０００円であります。５目教育費補助金、今回１，２６４万５，０００円を追加し、計１，４５８万９，０００円、小学校費補助金の６１９万６，０００円、中学校費補助金の６４４万９，０００円であります。

１４款府支出金、１項府負担金、１目民生費負担金、今回４５０万円を追加し、計８，７８４万６，０００円、社会福祉費負担金の４５０万円であります。

２項府補助金、２目民生費補助金、今回３３万円を追加し、計５，７０５万円、社会福祉費補助金の３３万円であります。

１５款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、今回１０８万８，０００円を追加し、計２，１０５万５，０００円、利子及び配当金の１０８万８，０００円であります。３目売却及び償還益金、今回１，０００円を追加し、計４万６，０００円、売却及び償還益金の１，０００円であります。

次のページをごらんください。

１６款寄附金、１項寄附金、１目一般寄附金、今回８３万６，０００円を追加し、計１００万７，０００円、一般寄附金の８３万６，０００円であり

ます。

17款繰入金、1項基金繰入金、5目教育施設整備基金繰入金、今回1,846万7,000円を減額し、計1,088万7,000円、教育施設整備基金繰入金の1,846万7,000円の減であります。7目社会福祉基金繰入金、今回1,400万円を減額し、計1,006万円、社会福祉基金繰入金の1,400万円の減であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回1,317万5,000円を追加し、計3,553万4,000円、前年度繰越金の1,317万5,000円であります。

20款町債、1項町債、1目民生施設整備事業債、今回1,400万円を追加し、計7,160万円、児童福祉施設整備事業債の1,400万円であります。4目臨時財政対策債、今回120万円を追加し、計1億1,220万円、臨時財政対策債の120万円であります。6目学校教育施設等整備事業債、前回まで累計ございません。今回、新たに2,510万円を計上し、計2,510万円、学校教育施設等整備事業債の2,510万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回450万円を追加し、計3億11万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の450万円であります。委託料の450万円であります。3目財政管理費、今回2,670万9,000円を減額し、計5億1,285万7,000円、財源内訳といたしまして、その他の101万6,000円、一般財源の2,772万5,000円の減であります。積立金の101万6,000円、繰出金の2,772万5,000円の減であります。12目ふるさと応援基金費、今回83万6,000円を追加し、計100万6,000円、財源内訳といたしまして、その他の83万6,000円あります。積立金の83万6,000円でございます。

次のページをごらんください。

2項徴税費、1目徴税総務費、今回229万6,000円を追加し、計5,035万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の229万6,000円あります。負担金補助及び交付金の229万6,000円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回1,908万9,

〇〇〇円を追加し、計３億９，６０４万７，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，４９１万９，０００円、その他の７万３，０００円、一般財源の４０９万７，０００円であります。賃金の２６万８，０００円、旅費の９，０００円、需用費の１１万２，０００円、負担金補助及び交付金の７０万円、扶助費の１，８００万円であります。２目老人福祉費、今回８５万２，０００円を追加し、計７，２７８万１，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の８５万２，０００円であります。償還金利子及び割引料の８５万２，０００円であります。

２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、今回４２万９，０００円を追加し、計１億８９９万円、財源内訳といたしまして、一般財源の４２万９，０００円であります。償還金利子及び割引料の４２万９，０００円あります。２目保育園運営費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして地方債の１，４００万円、その他の１，４００万円の減であります。

６款農林水産業費、１項農業費、４目農地費、今回１２２万５，０００円を追加し、計７２４万１，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１２２万５，０００円あります。負担金補助及び交付金の１２２万５，０００円あります。

７款商工費、１項商工費、１目商工総務費、今回４８４万２，０００円を追加し、計７，３８１万８，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の４８４万２，０００円あります。負担金補助及び交付金の４８４万２，０００円あります。

１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、今回２，５３０万円を追加し、計７，９５４万７，０００円あります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の６１９万６，０００円、地方債の１，２３０万円、その他の６０６万８，０００円の減、一般財源の１，３４１万２，０００円あります。委託料の２３０万円、工事請負費の２，３００万円あります。

３項中学校費、１目学校管理費、今回１，５４０万円を追加し、計５，４５６万８，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の６４４万９，０００円、地方債の１，２８０万円、その他の１，１８５万９，０００円の減、一般財源の８０１万円あります。委託料の１４０万円、工事請負費の１，４００万円あります。

４項社会教育費、１目社会教育総務費、今回３６万５，０００円を追加し、

計 4,493 万 3,000 円、財源内訳といたしまして一般財源の 36 万 5,000 円であります。償還金利子及び割引料の 36 万 5,000 円であります。2 目文化財保護費、今回 207 万 2,000 円を追加し、計 1,126 万 9,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 207 万 2,000 円であります。負担金補助及び交付金の 207 万 2,000 円あります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、平成 30 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図面番号①、事業名、小学校空調設備整備事業、事業費 2,530 万円、財源の内訳としまして、国・府支出金の 398 万 8,000 円、地方債の 790 万円、一般財源の 1,341 万 2,000 円、事業の概要としまして、井手小学校 3 室全 6 台、多賀小学校 4 室全 7 台であります。

図対象番号②、事業名、中学校空調設備整備事業、事業費 1,540 万円、財源内訳としまして、国・府支出金の 249 万円、地方債の 490 万円、一般財源の 801 万円、事業の概要としまして、4 室全 7 台であります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） ページ数で言いますと 10 ページですけども、いづみの外壁はまたあれですが、小・中学校の外壁の改修の、基金の繰り入れでやる予定だったものが補助金と町債でやるということかと思うんですけども、私、詳細にほかのフェンスは見て回ってないですけど、多賀小のフェンスを見まして、あれで完成なんですか。思っていた感じのものと若干違うと思ひまして、中、目隠しじゃなくすと言わはったので、全く丸見えですよ。乗り越えようと思うと簡単に乗り越えられそうな、そういう感じがするんです。

けれども、学校は教育の場ですから、上に有刺鉄線をつけるとか、そういうことはふさわしくないと思いますし、今、多賀小でやってあるフェンスはあれで完成ということでしょうか。

それと、次の質問で、12ページ、プレミアム付商品券事業ですが、これは町で毎年、商工会の事業に補助してるそれとは別で、国が全額費用をくれるわけですね。町で商工会が発行されるプレミアム商品券と体裁とか使える時期とか、そういうのを同じにされるのか。要するに、住民の方にはそれが一般的に商工会で発行したはるものなのか、国が消費税対策の低所得者とかの子育て世代向けに発行しようとしてる商品券と見分けがつかないというのか、そういう形のものなのか。今議論になってるのは、こんな商品券を持っていったら、お宅は低所得世帯ですかという、丸わかりやというて、そんなの困るというような意見が全国的に出てるわけです。本町の場合は毎年、商工会がやってますから、それと同じ体裁で同じような仕組みになってるんだったらそういう心配はないかと思うんですけれども、その点はどうなっているのか。

それと、ページ数で言いますと同じく12ページ、野上揚水の施設改修ですけれども、野上揚水はしょっちゅう壊れますので、今回はどういう改修なのかお尋ねします。

13ページ、企業立地促進助成の費用ですが、これはどこの企業さんに、どの項目の補助なのか。設備投資なのか固定資産税の減免なのか雇用の分なのかということをお尋ねします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

多賀小学校のフェンスでございますが、専門家とも相談いたしまして、強風時に倒れないようにメッシュフェンスで工事を発注しておりまして、現在あのフェンスで完成しております。外から見えないようにするということなんですけど、私どもも現場の方に行きまして、カーテンでの十分な対応ができると思っております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） まず、プレミアム商品券の関係であります、井手町の商工会が行っておりますものとどういものが違うかということもありますけれども、今回行うこととしているものにつきましては、国が行います地方消費税率の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起下支えをすることを目的とした低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の販売を行うものであります。購入上限につきましては1人当たり2万円ということが決まっております。また、商工会が行っておりますプレミアム付き商品券発行事業につきましては、地域の消費拡大及び商店街の活性化のために販売されているものでありまして、購入対象者につきましては限定していないということであります。購入上限につきましても、1人当たり5万円ということでありますので、プレミアム率につきましても20%と25%というようなことで違いがあります。

続きまして、野上揚水の施設の改修補助につきましては、こちらにつきましては、平成30年11月に野上水利組合様が揚水ポンプの点検を行いましたところ、故障が発見されまして、専門業者の確認が行われていたところですが、結果は、重大な故障がありましたので、ポンプの交換を要する、改善が必要となるということでありまして、更新費用が高額であること、また、かつ平成31年度産の作付に間に合うよう、迅速な改修を要するということから、昨年12月末に多賀土地改良区の野上水利組合様から支援の要望がありました。今回、農業振興事業費の補助金の交付要綱の規定に基づきまして、補助を行う予定でございます。

続いて、企業立地促進事業の関係でございます。こちらにつきましては、今回は2件の内容の補正となっております、当初予算で計上しておりました株式会社ミツワ製作所さんの事業場設置助成の1件分が、当初予定されておりました事業規模が計画より拡大されまして事業費が増加したことによりまして、助成額について不足が生じましたので補正するものでございます。もう1件につきましては、伊賀屋食品工業株式会社さんが雇用助成の計画で1名を計画されておりましたところが、新規雇用対象者が1名から4名に増加が見込まれることから、3名分の追加助成に係る補正でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 先ほどいただきましたプレミアム商品券のご質問でありますけれども、まだ国の方でも実施までに議論がされている状態でありまして、実施要領等の変更、追加とか修正ですね、今現段階でもまだ行われてる状態でありまして、詳細が確定されてないので、どのような形で体裁を整えるかでありますとかというのは、今現段階のところでははっきりと申し上げることができないのですが、今回の補正につきましては、速やかに実施できるように、まず準備をするために事務費といたしまして計上しているものであります。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 丸山議員。

7 番（丸山久志） 11 ページの新庁舎建設基本計画追加検討業務であります。以前にも新庁舎検討の基本構想、基本計画というものはつくられたと思いますが、今回なぜ追加検討が必要になったのか。

また、それと、以前の計画との整合性についてお聞きいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃっていただきましたように、以前、平成30年3月に新庁舎に関する基本構想、基本計画を策定いたしました。その中で、その中にもうたっておりますけれども、その具体的な工事の選定については、宇治木津線ルートが決定次第、検討を行うということを明記させていただいておりまして、今回、先ほど一般質問でもお答えしましたとおり、城陽井手木津川線が都市計画決定されたことに伴いまして、それに伴う今回の、30年3月に策定しました基本構想、基本計画を軸としながら追加検討を行うための今回の費用でございます。

あと、整合性については、先ほど申しましたように、これを継続したまま追加検討するというところでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） プレミアム商品券のことは、詳細は決まってないけど事務は始めなさいと言われても非常に矛盾する話で、国はほんまにええかげんやなと思うわけですが、1人2万円まで販売というふうに言われたんですけども、いわゆる商工会が発行されるやつを売るみたいに、並んで買うというような、そういうイメージですか。そうじゃない、給付されるのかと思ってたんですけど、そういう、そこは決まってるんですか、お聞きしたい。要するに、非課税世帯の人が対象と国は言ってると思うんですけども、それを持っていったら、お宅は非課税なんですねという証明になるというのが嫌やという意見があるわけです。それと、そういう非課税世帯の人が2万円分まで購入できますよというても、消費税の影響で生活が大変になりそうやという人に渡すというか買ってもらおうというて2万円、5,000円でもいいんですけど、買う余裕がないからみんな困ってるわけで、それは矛盾すると思うんですが、給付じゃなくて販売なんですね。それ、確認したいです。

それと、小・中学校のエアコンですけれども、特別教室という説明があったと思いますが、具体的にそれぞれの小・中学校、どんな部屋にエアコンをつけるんでしょうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまのご質問であります、給付ではなく販売であります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） どの学校のどの教室に設置するかということなんですけど、井手小学校につきましては音楽室、理科室、家庭科室。多賀小学校につきましては音楽室、家庭科室、理科室、相談室。泉ヶ丘中学校につきましては音楽室、美術室、理科室、教育相談室の設置を予定しております。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） フェンスにこだわりますけど、高さ何メートルですか。小学校も中学校も一緒ですか。ブロック塀は2メートル以上超えてたというようなことで撤去したんですよね。フェンスの場合は2メートルぐらいまでは構わないのか、倒れないようにということですけども、多賀小のしか見ていないんですけど、人間が乗って、すくったりしたら非常に怖いなというか、多賀小学校は駅に面してますから、不特定多数の方がフェンスのところを通られるわけです。教室はカーテンを閉めてても、中が丸見えというのはふさわしくないな、やっぱり目隠しの方がよかったなと、できてみてすごく思えます。乗り越える心配がないかと、多賀駅、よう不審者が出るというようなこともあって心配に思いますが、そういうご検討はされたんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） フェンスについてですが、先ほど課長申しましたように、近年突風、強風がありまして、そういうものを想定して、専門家が倒れないように判断して、あのようなものがベストであるということで行ったものでありまして、先生、乗り越える人ということを想定の問題ですけど、私どもから言いますと、これはいろいろな人の考え方ですけど、しっかりしたブロック塀の方が、乗り越える意図があったらしっかり乗り越えられますよね。フェンスはああいう形状のものですから、しっかりと下の基礎コンクリートにつけておりますし、不審者等の対応を考えましても、見えるからこそ安心なんですという考え方も成り立ちます。それから、教育活動の状況に応じて、カーテン等も利用しながら、常に閉めるのではなくて、明かりもしっかりとりながら、それぞれ学校が判断して、子どもたちに快適に学習空間が与えられるように工夫していくものだと思いますし、私どももそのように指導いたしたいと思っておりますので、あれで完成でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 賛成の立場で討論を行います。

補正予算全般については賛成するものなんですけれども、プレミアム商品券の運用について、低所得者の方が引け目を感じるような、そういう運用は絶対しないようにしていただきたいというようなことと、フェンスの件は、いろいろな考えがあるとはおっしゃいますが、強風でも倒れないことを優先すれば、そら、風が通る方がいいに決まってるんですけれども、場所にもよると思うんです。多賀小学校の駅に面した部分については、フェンスというのは不安な感じがしておりまして、今後もうちょっと検討の余地があるのではないかと、住民の方のご意見もお聞きしておりまして質問いたしましたが、何よりも子どもの安全が第一ですので、倒れないことを優先された設計だということはわかりますけれども、防犯という面でいうと不安なのではないかというふうに思います。

そういう意見を述べまして、賛成します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号、平成 30 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）を採決します。

議案第 6 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 7 号、平成 30 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第 7 号、平成 30 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）についてご説明申し上げます。

平成 30 年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ831万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,485万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、平成29年度療養給付費等負担金及び特定健康診査保健指導負担金の確定に伴う返還金の補正であります。

それでは、6ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。3款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、今回337万1,000円を追加し、計7億9,361万8,000円、特別交付金の337万1,000円であります。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回144万4,000円を追加し、計144万5,000円、前年度繰越金の144万4,000円であります。

7款諸収入、4項雑入、5目雑入、今回350万2,000円を追加し、計350万3,000円、雑入の350万2,000円であります。

次の7ページをごらんください。

歳出であります。7諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、今回831万7,000円を追加し、計831万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の337万1,000円、一般財源の494万6,000円、償還金利子及び割引料の831万7,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、平成30年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時18分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第10、議案第8号、平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第8号、平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ802万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,989万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、平成30年度の事業の精算見込みにより所要額を計上させていただいたところであります。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、今回200万円を追加し、計3,550万1,000円、現年度分の200万円であります。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、今回3万4,000

０円を追加し、計６万４，０００円、利子及び配当金の３万４，０００円であります。

５款繰入金、２項基金繰入金、１目多賀水道事業基金繰入金、今回８６７万４，０００円を減額し、計９１８万円、多賀水道事業基金繰入金の８６７万４，０００円の減であります。

６款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、今回３９２万１，０００円を追加し、計３９２万２，０００円、前年度繰越金の３９２万１，０００円であります。

７款諸収入、２項雑入、１目雑入、今回５０３万４，０００円を減額し、計８６９万８，０００円、雑入５３０万４，０００円の減であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。１款業務費、１項業務管理費、１目業務管理費、今回３万４，０００円を追加し、計１，３９２万１，０００円、財源内訳といたしまして、その他の３万４，０００円、積立金の３万４，０００円であります。２目事業振興費、今回１６９万７，０００円を減額し、計９０６万６，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１６９万７，０００円の減、原材料費１００万円の減、備品購入費６９万７，０００円の減であります。

２款事業費、１項建設事業費、１目建設事業費、今回６３６万円を減額し、計１，９４９万円、財源内訳といたしまして、その他の５０３万４，０００円の減、一般財源１０５万６，０００円の減、需用費３０万円の減、委託料２００万円の減、工事請負費４０６万円の減であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第８号、平成３０年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会

計補正予算（第１回）を採決します。

議案第８号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第９号、平成３０年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第９号、平成３０年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）につきましてご説明申し上げます。

平成３０年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５，１７２万６，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、基金運用益の積み立てに係る所要額の補正であります。

それでは、５ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金、今回４万８，０００円を追加し、計７万円、利子及び配当金の４万８，０００円であります。

次の６ページをごらんください。

歳出であります。４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、今回４万８，０００円を追加し、計７万円、財源内訳といたしまして、その他の４万８，０００円であります。積立金の４万８，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第9号、平成30年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　　挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号、平成30年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　中島上下水道課長。

理事（中島一也）　　それでは、議案第10号、平成30年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,732万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,677万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

なお、今回の補正につきましては、平成30年度事業の精算見込みにより

所要額を計上させていただいたところであります。

それでは、３ページをお開き願います。第２表地方債補正であります。

起債の目的、下水道事業債、今回８３０万円を減額いたしまして、限度額を３，８５０万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、６ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料、今回３００万円を追加し、計１億４，８７５万円、現年度分の３００万円であります。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、今回２，７７２万５，０００円を減額し、計２億１，１４７万８，０００円、一般会計繰入金２，７７２万５，０００円の減であります。

４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、今回１，５６９万７，０００円を追加し、計１，５６９万８，０００円、前年度繰越金の１，５６９万７，０００円であります。

６款町債、１項町債、１目下水道事業債、今回８３０万円を減額し、計３，８５０万円、公共下水道事業債５４０万円の減、流域下水道事業債２９０万円の減であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、今回５０５万円を減額し、計１億１，９８２万４，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の５０５万円の減、委託料３０万円の減、負担金補助及び交付金４７５万円の減であります。２目施設維持費、今回１００万円を減額し、計５２８万１，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１００万円の減、工事請負費１００万円の減であります。

２款事業費、１項事業費、１目公共下水道事業費、今回８３０万円を減額し、計５，４２２万７，０００円、財源内訳といたしまして、地方債５４０万円の減、一般財源２９０万円の減、賃金１６０万円の減、委託料１４０万円の減、補償・補填及び賠償金５３０万円の減であります。２目流域下水道事業費、今回２９７万８，０００円を減額し、計３９２万円、財源内訳とい

たしまして、地方債 2 9 0 万円の減、一般財源 7 万 8 , 0 0 0 円の減、負担金補助及び交付金 2 9 7 万 8 , 0 0 0 円の減であります。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の 2 , 7 7 2 万 5 , 0 0 0 円の減、一般財源 2 , 7 7 2 万 5 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 1 0 号、平成 3 0 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）を採決します。

議案第 1 0 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 1 0 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は 3 月 1 1 日午前 1 0 時から会議を開きます。

散会 午後 2 時 3 2 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 谷 田 みさお